

平成 22 年 10 月 29 日

各 位

住 所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会 社 名	GMO インターネット株式会社
代 表 者	代表取締役会長兼社長 グループ代表 熊 谷 正 寿 (コード番号 9449 東証第一部)
問い合わせ先	専 務 取 締 役 安 田 昌 史 グループ管理部門統括
T E L	0 3 - 5 4 5 6 - 2 5 5 5 (代)
U R L	http://www.gmo.jp

クリック証券株式会社の株式の取得完了（子会社化）のお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 29 日付「クリック証券株式会社の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」にて公表したとおり、同日、当社がクリック証券株式会社（以下「クリック証券」といいます。）の株式 5,610,000 株（発行済株式総数の 36.9%）を取得し、連結子会社化すること（以下「本件取引」といいます。）を決議いたしました。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第 2 項に基づく公正取引委員会への届出の待機期間が経過し、また、以下のとおり、当社第三者委員会より、本件取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見書を受領したことから、本日、この株式の取得及びクリック証券の連結子会社化を完了しましたのでお知らせいたします。

既に公表したとおり、本件取引の相手方である当社代表取締役熊谷正寿は、当社の支配株主に該当しないため、本件取引は、支配株主との取引等には該当しませんが、当社は、本件取引の実行に関する手続を当社の少数株主の利益の保護に十分配慮したものとすべく、任意に、平成 22 年 9 月 27 日付で、当社代表取締役熊谷正寿と利害関係を有しない社外監査役 3 名（木下学、岩倉正和、小倉啓吾）により構成される第三者委員会を設置し、本件取引についての決定が、①本件取引の目的、②本件取引についての決定に至る交渉過程等の手続、③本件取引の対価その他の条件の公正性、④当社の企業価値向上などの観点から総合的に見て、当社代表取締役熊谷正寿及び同氏がその株式の全てを保有し、かつ代表取締役を務める有限会社熊谷正寿事務所以外の当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて意見を述べることを諮問いたしました。

その結果、当社は、第三者委員会より、①本件取引は、(a) 当社の利益の向上、(b) 当社グループの知名度向上、(c) EC ショップポイント「GMO とくとくポイント」の拡充、及び、(d) クリック証券の収益を当社グループ内に投資することにより、当社グループの事業基盤の更なる拡充を図ることによって、当社の企業価値向上に資することを目的とするものであること、②本件取引についての決定に至るまでの交渉過程等の手続については、本件取引が当社の企業価値向上に資するものであるか否かについて検討するに際し、独立した第三者との間の取引の場合と同等の慎重な手続を経て適切な資料や情報を収集し、かつ、当社代表取締役熊谷正寿は特別利害関係取締役に該当するものとして本件取引に関する取締役会に出席せず、当該議案の審議及び決議に参加していないこと、③本件取引の対価その他の条件は、当社にとって特に不公正なも

のであるとは解されないこと、④本件取引の目的及び本件取引の検討手続に鑑みると、本件取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとの当社取締役会の判断は合理的であると思料されること等を理由として、本件取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見書を受領しております。

以 上